

最終更新日:2015年12月25日

株式会社アサックス

代表取締役社長 草間庸文

問合せ先:総務統括部

証券コード:8772

<https://www.asax.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 当社におけるコーポレート・ガバナンスにかかる基本的な方針

当社は「信頼経営」を根幹に据えており、中長期的に成長を遂げていくうえで、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーと信頼関係を築き上げていく経営を実践していくためにコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と認識しております。

基本方針といたしましては、コンプライアンスの徹底を前提に、当社の経営課題や取り巻く環境変化に一步先をいく意思決定と実行のスピードアップを推進し、企業価値の向上を目指すとともに、健全性及び透明性の絶えざる高度化に努め、適時かつ正確な情報開示体制を構築していくことであらゆるステークホルダーの信頼(利益)を最大化することを目指しております。

(2) 当社にとっての株主又はその他のステークホルダーの位置づけ

1. 株主

当社は、中長期的ビジョンで着実な成長をし続ける堅実経営を基本理念としておりますので、株主の皆様には長期安定的に当社株式を保有していただきたいと考えております。このため、タイムリー・ディスクロージャーの徹底は勿論のこと、IR活動にも注力し、株主の皆様の信頼に応えられる社内体制の構築を行って参るとともに、配当政策も考慮し、株主満足度の向上に努めて参る所存であります。

2. その他のステークホルダー

お客様に対しては、「安心・信頼できる」会社としてお客様に喜んでいただけるよう、コンプライアンスの徹底は勿論のこと、每期着実に成長を遂げることでお客様にも利益を還元(貸付金利の引き下げ等)し、社会貢献度のさらなる向上を目指します。

取引先の金融機関に対しては、「安心して資金供給のできる会社」として当社の機動的な資金調達をより円滑に行うための信頼関係を一層強化して参ります。

従業員に対しては、「誇りを持って働ける会社」であり続けたいと考えております。

(3) 経営監視機能に対する考え方

当社では、経営課題や取り巻く環境変化に一步先を行く迅速な意思決定と実行のスピードアップを推進しておりますが、スピードだけでなく当該意思決定が適切かつ妥当であるかどうかを事前に検証し、会社のリスクを排除するために経営監視機能は非常に重要な事項であると認識いたしております。

取締役4名で構成される取締役会では取締役の職務執行の相互監視を行うとともに、監査役の出席により経営監視機能の充実を図り、経営の透明化の確保に努めております。

尚、経営をモニタリングすることによりスピード経営のクオリティを確保し、社会の信頼と期待に応えるため、取締役は4名中1名、監査役3名中2名を社外役員といたしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1 反対票の原因分析】

当社では、過去における株主総会議案において、相当数の反対票が投じられた事例がなかったことから、特段の反対票分析を行っておりません。

今後、反対票割合の動向を注視して、取締役会においてその原因分析を行い、株主に対する説明を行う等適切な対応を検討いたします。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主に株主総会に出席していただき、株主の意思が適切に反映されるように努めることが重要であると考えております。

そのために、以下のような方策により、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うことを継続して検討してまいります。

- (1) 株主総会の開催日、開催時刻、開催場所等の適切な設定
- (2) 権利行使に際しての適切な判断に資するための情報開示の充実
- (3) 議決権行使プラットフォームの利用
- (4) 株主からの質問や意見への真摯な対応

【補充原則1-2-3 株主総会関連日程の適切な設定】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主に株主総会に出席していただき、株主の意思が適切に反映されるように努めることが重要であると考えております。

そのために、株主総会招集通知の早期発送や株主総会招集通知発送前のTDnetを通じた開示を行うことで、株主総会議案につき十分な検討期間を確保できるよう考慮することに加え、正確かつ充実した情報提供の観点から、監査等も含めた決算スケジュールを勘案して適切に株主総会開催日を設定することとしております。

以上の理由から、当社の株主総会開催日は、現状ではいわゆる集中日の開催となっておりますが、今後、集中日と予想される日程を回避した開催日の設定を検討してまいります。

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳】

当社の定時株主総会においては、例年、議決権総数の85%~90%を行使頂いており、議決権行使の環境は整っていると認識しております。

また、当社の株主数及び株主構成等を総合的に判断し、業務効率の面から、現段階では議決権行使プラットフォームの利用及び株主総会招集通知の英訳は行っておりません。

今後、株主構成比率の変化に留意し、必要に応じた環境整備を継続的に検討してまいります。

【補充原則1-2-5 実質株主の株主総会における議決権行使】

当社では、株主総会における議決権は株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有す

る機関投資家の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは、その者が実質株主であることの確認が困難であること等から原則認めておりません。

今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視し、必要に応じて実質株主の株主総会への出席等につき検討してまいります。

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、いわゆる政策保有株式の保有は原則行わない方針であり、現在もいわゆる政策保有株式は保有しておりません。

なお、当社においては購入目的の如何を問わず、株式等有価証券の購入を行う際には取締役会の決議を経て実行する旨を内規に定めております。今後、政策保有株式を保有する場合には、取締役会において内容を精査し当社の企業価値向上に資するかにつき十分に検討したうえで判断いたします。

2. 政策保有株式に係る議決権の行使

当社ではいわゆる政策保有株式を保有することを想定しておらず、議決権行使に関する方針・基準等は定めておりません。

今後、政策保有株式を保有する場合には、速やかに方針・基準等を策定し、開示いたします。

【原則2－5－1 経営陣から独立した内部通報窓口の設置】

当社は、「コンプライアンス規程」において、通報者の不利益取扱を禁止し、通報者等が不利益を受けない体制を構築しておりますが、経営陣から独立した窓口を設置することについては今後検討してまいります。

【原則3－1 情報開示の充実】

(5) 取締役・監査役候補の選任・指名の説明

当社では、社外取締役及び社外監査役候補者の指名理由につきましては、株主総会招集通知に記載しておりますが、その他の候補者に関しては、株主総会招集通知に経歴等を記載したものの、その指名理由を開示しておりませんでした。

今後、取締役会が決定したすべての取締役及び監査役候補者について、株主総会招集通知において指名理由の開示を検討する予定です。

【補充原則3－1－2 英語での情報の開示及び提供】

当社の株主数及び株主構成等を総合的に判断し、業務効率の面から、現段階では英語での情報開示は行っておりません。

今後、株主構成比率の変化に留意し、必要に応じた環境整備を継続的に検討してまいります。

【補充原則3－2－2(3) 外部会計監査人と監査役、内部監査部門、社外監査役の連携】

外部会計監査人は、会計監査や四半期に一度のレビューを通じ、監査役との連携を確保しております。

また、外部会計監査人と内部監査部門との直接連携が取れる体制は構築しておりませんが、常勤監査役が内部監査室長と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。

なお、今後、内部監査部門や社外取締役との十分な連携が確保されるような体制の構築を検討してまいります。

【補充原則4－1－2 中期経営計画】

当社では、中期経営計画については、現在の経済状況等の事業環境を鑑み策定いたしておりますが、毎年度の業績予想については、経営環境や経済情勢を踏まえ開示するとともに、業績への影響が起りうるような事象については適時開示をすることにしております。

【補充原則4－1－3 最高経営責任者等の後継者計画】

最高経営責任者等の後継者計画は重要な課題であると認識しており、今後、取締役会において、最高経営責任者等に求められる資質・経験、そして育成計画等について幅広く議論し、最高経営責任者の後継者の計画について、策定の要否も含め検討してまいります。

【補充原則4－2－1 中長期的な業績連動報酬】

現在は業績連動報酬や自社株報酬は実施しておりません。

今後、何らかのインセンティブの付与を行う際には、その要否、内容等につき取締役会にて協議・決定いたします。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の現在の独立社外取締役は1名選任しており、幅広い専門知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から助言機能、監督機能を果たしております。

なお、独立社外取締役の有益性等を踏まえ、独立社外取締役が2名以上となるよう、来年度へ向けて候補者を検討しておりますが、現時点では、3分の1以上の独立取締役を選任する予定はありません。

今後の独立社外取締役の増員につきましては、必要に応じ検討してまいります。

【原則4－10 任意の仕組みの活用】

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用していますが、現状、任意の仕組みの活用は行っておりません。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成されており、来年度へ向けて更に1名の社外取締役選任を行う方向で検討しております。当社の企業規模等を鑑み、現状の体制が適切であると判断しており、任意の仕組みの活用の必要性は特段認識しておりませんが、統治機能の更なる充実に図るためにどのような仕組みの活用が相応しいのか、今後検討してまいります。

【原則4－10－1 任意の仕組みの活用】

当社は独立社外取締役が1名のため、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役の指名や報酬については、取締役会において、独立社外取締役を含んだ出席者で十分な議論を行ったうえで決議を行っており、独立社外取締役の幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見及び助言を得ております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成されており、来年度へ向けて更に1名の社外取締役選任を行う方向で検討しております。当社の企業規模等を鑑み、現状の体制が適切であると判断しており、任意の仕組みの活用の必要性は特段認識しておりませんが、統治機能の更なる充実に図るためにどのような仕組みの活用が相応しいのか、今後検討してまいります。

【補充原則4－11－1 取締役会の構成に関する考え方】

当社の取締役の人数は、定款で7名以内と定めております。

取締役の人数については、経営課題や取り巻く経営環境変化に対応し、戦略的かつ機動的な意思決定を行うのに最適な規模を考慮し、適宜増減いたしております。

その人選においては、各事業分野に精通した人物や、法務・会計・経営に関する知見を有する人物を選任することにより、知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するよう努めております。

なお、取締役に求められる要件は一律ではなく、画一的な方針を定めることは適切ではないと考えているため、明確な基準は定めておりませんが、今後必要に応じて選任に関する基準を制定することを検討いたします。

【補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性評価】

当社取締役会は、定時取締役会での幅広い議論及び相互の監督を通じて、取締役会全体の機能の向上を図っておりますが、今後、各取締役の

自己評価及び取締役会の実効性についての分析・評価について、評価手法およびその開示を検討してまいります。

【原則4-14、補充原則4-14-1、4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社取締役及び監査役は、その役割および機能を果たすために、当社の事業、財務、組織等につき役員会における議論や各担当部署及び担当役員からの説明等を通じ、会社情報に関して十分理解するよう努めております。

現在は、十分なコミュニケーションを通じて必要な知識及び役割や責務の理解が得られているものと考えておりますが、今後、必要に応じて外部研修も含めたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

現在、取締役と会社間の取引及び取締役の競業取引等については、該当する役員を利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において審議及び承認が必要である旨、取締役会規程に定めており、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しております。

また、全ての役員に対して、事業年度毎に関連当事者間取引の有無についてのアンケート調査を実施し、関連当事者間の取引について適切に把握し、管理するよう努めております。

なお、これらの取引については、監査役における事後的なチェックが行われるとともに、取締役会で承認を受けた取引については、その取引についての重要な事項を取締役に報告することとしております。

斯かる体制の構築により、会社や株主共同の利益を害することのないような体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等

当社は、「会社創業以来の経営理念であるお客様第一主義を基本とし、常に公正・中立の立場に立ち、質の高いサービスを提供することにより豊かな社会づくりに貢献する」ことを目標とし、株主、お客様、取引先、従業員などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを当社の行動原理・原則である「アサックス企業行動憲章」に定めております。

また、ホームページ等に経営理念を開示するとともに、中期経営計画を策定した際には内容の概要を開示することとしております。

(経営理念: <https://www.asax.co.jp/company/message.html>)

なお、中期経営計画については、現在の経済状況等の事業環境を鑑み策定いたしておりますが、毎年度の業績予想については、経営環境や経済情勢を踏まえ開示いたしており、取締役会における進捗状況の報告・議論を行っております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針はコーポレートガバナンスに関する報告書や有価証券報告書にて開示しておりますのでご参照ください。

(3) 経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

株主総会決議による報酬限度額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役会の協議により決定しております。

なお、当社では、役員報酬の決定に当たっての具体的な方針は定めておりませんが、内規に基づき会社の業績や役員個人々の成果等を勘案し役員報酬額を決定しております。

(4) 取締役等の選任・指名の方針と手続

取締役や監査役の指名にあたっては、会社の内外・性別を問わず高い知見と専門的な経験を有する者を候補者とし、取締役会で決議しております。

社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所の独立性に関する判断基準および当社の社外役員の独立性基準に基づき、選任しております。

(5) 取締役・監査役候補の選任・指名の説明

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、法令・定款の定めにより決定すべき事項及び株主総会の決議により委任された事項のほか、重要な業務執行の意思決定を取締役会において行っております。

その基準等は、「取締役会規程」に明記して決議しており、その決定内容について各部門に執行を委ねております。

その他の主要な業務執行の決定については、原則として代表取締役が決定、執行することとなりますが、取引の性質及び金額等を基準として代表取締役以外の業務執行取締役又は各部門の担当部長にも決裁権限が付与されており、その詳細は当社組織・業務分掌規程及び職務権限規程にその権限委譲の範囲を定めています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性の基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、かつ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督が期待できる者を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成に関する考え方】

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況の開示】

役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行っておりますが、その役割・責務を適切に果たすための必要な時間と労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けていると認識しており、その兼務内容は適正な範囲に留まっています。一方業務執行取締役は役員の兼任をしておらず取締役の業務に専念できる体制になっております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主等のステークホルダーとの対話や当社情報の適切な開示は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考え、以下の体制を整備しております。

- (1) 株主との対話全般に関しては総務統括部において統括しております。
- (2) 実務においては、総務統括部の課長職以上の者が対応に当たることを原則とし、株主の希望や面談内容に応じて対応に当たる者を決定することとしております。また、総務統括部における各部門担当者の連携により、建設的な対話が行われるよう努めることとしております。
- (3) 必要に応じて投資家に向けた合同説明会の開催を行うことや、四半期に一度の決算説明資料の作成及びホームページへの掲載を行うことで情報を開示しております。
- (4) 投資家との対話において把握された株主の意見等は、管理部門担当取締役へフィードバックを行い、その内容に応じて経営幹部や取締役会における協議を行うこととしております。
- (5) インサイダー情報の管理においては、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、原則として、四半期ごとの決算において、決算期日の翌日から決算発表までの間は、「サイレント期間」とし、決算に関する質問については回答を差し控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フレキシブル	3,664,800	33.34
草間 庸文	3,523,500	32.05
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	349,628	3.18
小島 稔子	320,000	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	315,100	2.87
株式会社山和	256,700	2.34
ビービーエイチ・フィデリティ・ビューリタン・フィデリティ・シリーズ・イントリンシック・オポチュニティズ・ファンド	125,000	1.14
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	107,500	0.98
久富 哲也	99,900	0.91
草間 康子	90,000	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	草間 庸文
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容及び条件の妥当性についてを取締役会において審議のうえ、その決議を以って決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の支配株主である草間庸文の持株比率が議決権の過半数を占めている株式会社山和と当社との間において、平成27年3月期において、不動産の賃借があります。

また、株式会社フレキシブルと当社との間において、平成27年3月期において、役員の兼任があります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松崎 孝夫	他の会社の出身者								△			○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎 孝夫	○	過去に、当社の借入先である株式会社新生銀行で業務執行者として勤務しておりました。 また、現在は他の会社である株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の常務取締役であります。	【選任理由】 金融機関における長年の経験からの助言及び提言を期待して選任いたしました。 【独立役員指定理由】 当社の借入先である株式会社新生銀行で業務執行者として勤務していた過去がありますが、既に同行を退任しており、当社の同行からの借入額は当社の総借入額の2.6%程度の額で当社のガバナンス体制に何ら影響を与えるものではないことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断したため、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1) 監査役と会計監査人の連携状況
 年間の監査方針・計画をベースに、定期的に進捗状況の確認と情報交換を図り、効果的な監査が行われるよう連携し、監査役の機能強化に努めております。
- (2) 監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査を担当しております内部監査室と連携し、効率的な監査を目指し、監査計画の調整と意見交換を行っております。監査結果の評価と改善策の協議を行い、監査役の機能強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾 正信	弁護士										△			○
石橋 俊英	公認会計士										△			○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾 正信		新宿第一法律事務所弁護士を兼任しております。 また、平成22年6月まで当社の顧問弁護士でありました。また、顧問契約解除後においても、法律相談等に係る報酬支払いの取引がありましたが、その取引額は多額なものではありません。	弁護士としての専門的見地から助言および提言をしていただき、経営の透明性を確保するために選任いたしました。
石橋 俊英	○	公認会計士石橋俊英事務所の代表を務めております。 また、平成22年10月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所	【選任理由】 公認会計士としての専門的見地から助言および提言をしていただき、経営の透明性を確保するために選任いたしました。 【独立役員指定理由】 当社の会計監査人である新日本有限責任監

	属しておりました。	査法人に所属しておりましたが、平成22年10月に退所しており、現在取引関係は一切なく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断したため、独立役員に指定いたしました。
--	-----------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与により、取締役が目先の利益追求に走り、それに伴いコンプライアンスの低下及び会社創業以来の理念であるお客様第一主義を損なうおそれがあるため、当社ではインセンティブを導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、取締役会及び監査役会の議案を事前に送付して確認頂いております。また、常勤監査役と随時情報の共有を行い、必要に応じて会合を行える体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

総額は株主総会、個々の取締役の報酬は取締役会、個々の監査役の報酬は監査役会で決定致します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模は平成27年6月26日現在で取締役4名、社員数79名と比較的少人数であります。当社といたしましては当社の現在の企業規模、役員相互間の意思疎通が十分可能であり、且つ役員相互間のチェック体制を勘案いたしました結果、監査役会設置会社形態が機関設計上適切であると判断したためであります。また、経営監視の実効性を確保するには独立性のある役員選任が必要と考えております。このため、社外監査役2名を選任し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては、第46期は法定期日の1日前(＝法定期日の1営業日前)に発送いたしました。
その他	招集ご通知発送前に東京証券取引所へ開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト(https://www.asax.co.jp/ir/)上に、決算短信及びその他の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明資料等、対外的に発表した資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務統括部が担当致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アサックス企業行動憲章に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	アサックス企業行動憲章に規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	アサックス企業行動憲章及び内部情報管理および内部者取引管理規程に規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

A 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「会社創業以来の経営理念であるお客様第一主義を基本とし、常に公正・中立の立場に立ち、質の高いサービスを提供することにより豊かな社会づくりに貢献する」ことを目標とし、株主、お客様、取引先、従業員などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを当社の行動原理・原則である「アサックス企業行動憲章」にて宣言する。

また、当社の企業価値の向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この方針に基づき体制の整備を進める。

B 内部統制システムの整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、コンプライアンスが経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、「アサックス企業行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより社会規範や倫理に則った企業活動を遂行することを基本方針とする。

(2)「コンプライアンス規程」をはじめとした社内の諸規程を制定して取締役及び使用人に周知徹底を図り、以下の体制を整備・運用する。

イ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ロ. 監査役は、取締役の職務執行状況につき、監査基準及び監査計画に基づき監査を行う。

ハ. コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、総務統括部長をコンプライアンス責任者に任命し、会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

ニ. コンプライアンス推進部署による研修等のコンプライアンス教育を通して、継続的に研鑽を積む環境を整備する。

ホ. 内部通報制度を設け、その実効性を確保するために通報者の匿名性保持、通報に基づく調査・措置、通報者の不利益取扱の禁止等の措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、法令、定款及び「文書管理規程」をはじめとした社内規程に基づき適正に保存及び管理を行う。

(2)情報の管理に関しては「個人情報保護および安全管理に関する取扱規程」及び「個人情報保護および安全管理に関する運用細則」を策定し、遵守の徹底を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

(2)「リスク管理規程」により、リスクの定義及びリスク管理部署を定め、当社を取り巻くリスクに対し、リスクの排除、予防及びリスクによる不測の損失に対し効果的に対処する管理体制を整備する。

(3)万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織して迅速な対応を行い、損失の拡大を防止し、これを最小限に止めるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

(2)「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務の分掌及び権限について詳細を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

(3)取締役会の事務局を設置し、資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、付議基準に定める事項が適時に上程・審議できる体制を確保する。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を行うとともに、当社からの役員の派遣、当社監査役及び内部監査室による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において「リスク管理規程」を定めてリスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社が抱えるリスクを把握し、適性に管理する。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した役員に業務執行を委嘱し、効率的に子会社の職務の執行が行われることを確保する。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、その事業内容に応じて「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の体制を構築及び運用させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえで必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1)前号の使用人の任命・異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(2)前号の使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の異動、処遇、懲戒については監査役と事前協議の上実施する。

8. 監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況の報告を行う。

ロ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに常勤監査役に報告を行い、常勤監査役は臨時監査役会を招集し、事実の報告を行う。

(2)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ. 当社は、子会社の取締役及び使用人がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、速やかに報告するための体制を整備する。

ロ. 「コンプライアンス規程」により子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に直接報告を行うことができる体制を整備する

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、「コンプライアンス規程」において報告者の不利益取扱いの禁止等の措置を規定する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用又は債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。

(2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を保ち、意見交換及び情報交換により監査役の監査の実効性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「アサックス企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを宣言し、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンス規程」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとする。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、内部監査室が代表取締役社長の指示の下、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の態勢構築・整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

A 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、アサックス企業行動憲章において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」と明文化しております。

B 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンス規程」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。
社内体制といたしましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合は総務統括部(コンプライアンス推進部署)が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処理をする体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

